

津市嘱託職員の取扱いに関する要綱

平成18年1月1日訓第147号

改正 平成20年5月30日訓第49号
平成22年2月5日訓第4号
平成22年6月30日訓第46号
平成23年2月28日訓第8号
平成24年3月31日訓第29号
平成25年9月30日訓第47号
平成27年3月27日訓第12号
平成28年3月29日訓第20号
平成29年3月10日訓第7号
平成29年12月26日訓第83号
平成30年3月9日訓第6号
平成31年2月27日訓第5号
令和2年3月31日訓第21号
令和3年2月9日訓第3号
令和5年2月16日訓第6号
令和6年3月21日訓第11号
令和7年2月19日訓第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、嘱託職員に係る任用及び給与その他の勤務条件等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「嘱託職員」とは、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において合併前又は解散前の次に掲げる規程の適用を受けていた職員で、引き続き当該施行日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により任用される一般職に属するものをいう。

- (1) 久居市嘱託職員の取扱いに関する規程（昭和63年久居市規程第7号）
- (2) 久居市教育委員会嘱託職員の取扱いに関する規程（平成7年久居市教育委員会規程第1号）

(職務)

第3条 嘱託職員は、あらかじめ命じられた専門的な業務等を行うものとする。

(任用の期間等)

第4条 嘱託職員の任用の期間は、任用の日から当該任用の日の属する年度の末日までとする。ただし、業務の都合により特に必要があると認めるときは、1年の範囲内において更新することができる。

2 嘱託職員については、いかなる場合においても新たな者をその任用の対象としない。

3 嘱託職員は、年齢60歳に達したときは、当該年齢に達した日以後における最初の3月31日に退職する。ただし、施行日において年齢が60歳を超えている嘱託職員及び平成18年3月31日までに年齢が61歳に達する嘱託職員については、同日に退職するものとする。

(給与)

第5条 嘱託職員の給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

2 嘱託職員の給与の支給日及び支給方法は、津市職員の給与に関する条例(平成18年津市条例第42号)別表第1及び別表第2の適用を受ける職員(以下「正規職員」という。)の例による。

3 嘱託職員には、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年津市条例第34号)第8条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給するものとし、月額をもって定める。

4 嘱託職員には、嘱託職給料表(別表)を適用する。

5 前条第1項ただし書の規定により嘱託職員の任用の期間が更新された場合においては、当該嘱託職員の勤務成績に応じて昇給させることができる。

6 前項の規定による昇給の基準については、正規職員の例による。

(旅費)

第6条 嘱託職員の旅費については、正規職員の例による。

(勤務時間その他の勤務条件)

第7条 嘱託職員の勤務時間その他の勤務条件については、この要綱に定めるものを除くほか、正規職員の例による。

(服務並びに分限及び懲戒)

第8条 嘱託職員の服務並びに分限及び懲戒については、正規職員の例による。

(福利及び厚生)

第9条 嘱託職員の福利及び厚生については、正規職員の例による。

(公務災害補償)

第10条 嘱託職員の公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

(被服の貸与)

第11条 嘱託職員の被服の貸与については、正規職員の例による。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額
の支給に関する特例)

2 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間における嘱託職員
に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100
分の1.59を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(この訓の失効)

3 この訓は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成20年5月30日訓第49号）

この訓は、平成20年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成22年2月5日訓第4号）

この訓は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日訓第46号）

この訓は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年2月28日訓第8号）

この訓は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日訓第29号）

この訓は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日訓第47号）

この訓は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日訓第12号）

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日訓第 20 号）

- 1 この訓は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が別に定める職員を除く。）には、平成 31 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成 29 年 3 月 10 日訓第 7 号）

この訓は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 26 日訓第 83 号）

- 1 この訓は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この訓の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の別表第 1 又は別表第 2 の給料表の適用を受けていた嘱託職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

附則別表（附則第 2 項関係）

嘱託職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	新号給
1	3 月未満	1
	3 月以上 6 月未満	2
	6 月以上 9 月未満	3
	9 月以上 12 月未満	4
	12 月以上	5
2	3 月未満	5
	3 月以上 6 月未満	6
	6 月以上 9 月未満	7
	9 月以上 12 月未満	8
	12 月以上	9
3	3 月未満	9
	3 月以上 6 月未満	10
	6 月以上 9 月未満	11

	9 月以上 1 2 月未満	12
	1 2 月以上	13
4	3 月未満	13
	3 月以上 6 月未満	14
	6 月以上 9 月未満	15
	9 月以上 1 2 月未満	16
	1 2 月以上	17
5	3 月未満	17
	3 月以上 6 月未満	18
	6 月以上 9 月未満	19
	9 月以上 1 2 月未満	20
	1 2 月以上	21
6	3 月未満	21
	3 月以上 6 月未満	22
	6 月以上 9 月未満	23
	9 月以上 1 2 月未満	24
	1 2 月以上	25
7	3 月未満	25
	3 月以上 6 月未満	26
	6 月以上 9 月未満	27
	9 月以上 1 2 月未満	28
	1 2 月以上	29
8	3 月未満	29
	3 月以上 6 月未満	29
	6 月以上 9 月未満	30
	9 月以上 1 2 月未満	30
	1 2 月以上	31
9	3 月未満	31
	3 月以上 6 月未満	31
	6 月以上 9 月未満	32
	9 月以上 1 2 月未満	32
	1 2 月以上	33

10	3 月未満	33
	3 月以上 6 月未満	33
	6 月以上 9 月未満	33
	9 月以上 1 2 月未満	33
	1 2 月以上	34
11	3 月未満	34
	3 月以上 6 月未満	34
	6 月以上 9 月未満	34
	9 月以上 1 2 月未満	34
	1 2 月以上	35
12	3 月未満	35
	3 月以上 6 月未満	35
	6 月以上 9 月未満	36
	9 月以上 1 2 月未満	36
	1 2 月以上	37
13	3 月未満	37
	3 月以上 6 月未満	37
	6 月以上 9 月未満	37
	9 月以上 1 2 月未満	37
	1 2 月以上	38
14	3 月未満	38
	3 月以上 6 月未満	38
	6 月以上 9 月未満	38
	9 月以上 1 2 月未満	38
	1 2 月以上	39
15	3 月未満	39
	3 月以上 6 月未満	39
	6 月以上 9 月未満	40
	9 月以上 1 2 月未満	40
	1 2 月以上	41
16	3 月未満	41
	3 月以上 6 月未満	42

	6 月以上 9 月未滿	43
	9 月以上 1 2 月未滿	44
	1 2 月以上	45
17	3 月未滿	45
	3 月以上 6 月未滿	46
	6 月以上 9 月未滿	47
	9 月以上 1 2 月未滿	48
	1 2 月以上	49
18	3 月未滿	49
	3 月以上 6 月未滿	50
	6 月以上 9 月未滿	51
	9 月以上 1 2 月未滿	52
	1 2 月以上	53
19	3 月未滿	53
	3 月以上 6 月未滿	54
	6 月以上 9 月未滿	55
	9 月以上 1 2 月未滿	56
	1 2 月以上	57
20	3 月未滿	57
	3 月以上 6 月未滿	58
	6 月以上 9 月未滿	59
	9 月以上 1 2 月未滿	60
	1 2 月以上	61
21	3 月未滿	61
	3 月以上 6 月未滿	62
	6 月以上 9 月未滿	63
	9 月以上 1 2 月未滿	64
	1 2 月以上	65
22	3 月未滿	65
	3 月以上 6 月未滿	66
	6 月以上 9 月未滿	67
	9 月以上 1 2 月未滿	68

	1 2 月以上	69
23	3 月未滿	69
	3 月以上 6 月未滿	70
	6 月以上 9 月未滿	71
	9 月以上 1 2 月未滿	72
	1 2 月以上	73
24	3 月未滿	73
	3 月以上 6 月未滿	74
	6 月以上 9 月未滿	75
	9 月以上 1 2 月未滿	76
	1 2 月以上	77
25	3 月未滿	77
	3 月以上 6 月未滿	78
	6 月以上 9 月未滿	79
	9 月以上 1 2 月未滿	80
	1 2 月以上	81
26	3 月未滿	81
	3 月以上 6 月未滿	82
	6 月以上 9 月未滿	83
	9 月以上 1 2 月未滿	84
	1 2 月以上	85
27	3 月未滿	85
	3 月以上 6 月未滿	86
	6 月以上 9 月未滿	87
	9 月以上 1 2 月未滿	88
	1 2 月以上	89
28	3 月未滿	89
	3 月以上 6 月未滿	90
	6 月以上 9 月未滿	91
	9 月以上 1 2 月未滿	92
	1 2 月以上	93
29	3 月未滿	93

	3 月以上 6 月未滿	94
	6 月以上 9 月未滿	95
	9 月以上 1 2 月未滿	96
	1 2 月以上	97
30	3 月未滿	97
	3 月以上 6 月未滿	98
	6 月以上 9 月未滿	99
	9 月以上 1 2 月未滿	100
	1 2 月以上	101
31	3 月未滿	101
	3 月以上 6 月未滿	102
	6 月以上 9 月未滿	103
	9 月以上 1 2 月未滿	104
	1 2 月以上	105
32	3 月未滿	105
	3 月以上 6 月未滿	106
	6 月以上 9 月未滿	107
	9 月以上 1 2 月未滿	108
	1 2 月以上	109
33	3 月未滿	109
	3 月以上 6 月未滿	110
	6 月以上 9 月未滿	111
	9 月以上 1 2 月未滿	112
	1 2 月以上	113
34	3 月未滿	113
	3 月以上 6 月未滿	114
	6 月以上 9 月未滿	115
	9 月以上 1 2 月未滿	116
	1 2 月以上	117
35	3 月未滿	117
	3 月以上 6 月未滿	118
	6 月以上 9 月未滿	119

	9月以上12月未満	120
	12月以上	121
36	3月未満	121
	3月以上6月未満	121
	6月以上9月未満	121
	9月以上12月未満	121
	12月以上	121

嘱託職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級 経過期間	1級	2級
1	3月未満		1
	3月以上6月未満		1
	6月以上9月未満		1
	9月以上12月未満		1
	12月以上		1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	2
	6月以上9月未満	3	3
	9月以上12月未満	4	4
	12月以上	5	5
3	3月未満	5	5
	3月以上6月未満	6	6
	6月以上9月未満	7	7
	9月以上12月未満	8	8
	12月以上	9	9
4	3月未満	9	9
	3月以上6月未満	10	10
	6月以上9月未満	11	11
	9月以上12月未満	12	12
	12月以上	13	13
5	3月未満	13	13
	3月以上6月未満	14	14

	6 月以上 9 月未滿	15	15
	9 月以上 1 2 月未滿	16	16
	1 2 月以上	17	17
6	3 月未滿	17	17
	3 月以上 6 月未滿	18	18
	6 月以上 9 月未滿	19	19
	9 月以上 1 2 月未滿	20	20
	1 2 月以上	21	21
7	3 月未滿	21	21
	3 月以上 6 月未滿	22	22
	6 月以上 9 月未滿	23	23
	9 月以上 1 2 月未滿	24	24
	1 2 月以上	25	25
8	3 月未滿	25	25
	3 月以上 6 月未滿	26	26
	6 月以上 9 月未滿	27	27
	9 月以上 1 2 月未滿	28	28
	1 2 月以上	29	29
9	3 月未滿	29	29
	3 月以上 6 月未滿	30	30
	6 月以上 9 月未滿	31	31
	9 月以上 1 2 月未滿	32	32
	1 2 月以上	33	33
10	3 月未滿	33	33
	3 月以上 6 月未滿	34	34
	6 月以上 9 月未滿	35	35
	9 月以上 1 2 月未滿	36	36
	1 2 月以上	37	37
11	3 月未滿	37	37
	3 月以上 6 月未滿	38	38
	6 月以上 9 月未滿	39	39
	9 月以上 1 2 月未滿	40	40

	1 2 月以上	41	41
12	3 月未滿	41	41
	3 月以上 6 月未滿	42	42
	6 月以上 9 月未滿	43	43
	9 月以上 1 2 月未滿	44	44
	1 2 月以上	45	45
13	3 月未滿	45	45
	3 月以上 6 月未滿	46	46
	6 月以上 9 月未滿	47	47
	9 月以上 1 2 月未滿	48	48
	1 2 月以上	49	49
14	3 月未滿	49	49
	3 月以上 6 月未滿	50	50
	6 月以上 9 月未滿	51	51
	9 月以上 1 2 月未滿	52	52
	1 2 月以上	53	53
15	3 月未滿	53	53
	3 月以上 6 月未滿	54	54
	6 月以上 9 月未滿	55	55
	9 月以上 1 2 月未滿	56	56
	1 2 月以上	57	57
16	3 月未滿	57	57
	3 月以上 6 月未滿	58	58
	6 月以上 9 月未滿	59	59
	9 月以上 1 2 月未滿	60	60
	1 2 月以上	61	61
17	3 月未滿	61	61
	3 月以上 6 月未滿	62	62
	6 月以上 9 月未滿	63	63
	9 月以上 1 2 月未滿	64	64
	1 2 月以上	65	65
18	3 月未滿	65	65

	3 月以上 6 月未滿	66	66
	6 月以上 9 月未滿	67	67
	9 月以上 1 2 月未滿	68	68
	1 2 月以上	69	69
19	3 月未滿	69	69
	3 月以上 6 月未滿	70	70
	6 月以上 9 月未滿	71	71
	9 月以上 1 2 月未滿	72	72
	1 2 月以上	73	73
20	3 月未滿	73	73
	3 月以上 6 月未滿	74	74
	6 月以上 9 月未滿	75	75
	9 月以上 1 2 月未滿	76	76
	1 2 月以上	77	77
21	3 月未滿	77	77
	3 月以上 6 月未滿	78	78
	6 月以上 9 月未滿	79	79
	9 月以上 1 2 月未滿	80	80
	1 2 月以上	81	81
22	3 月未滿	81	81
	3 月以上 6 月未滿	82	82
	6 月以上 9 月未滿	83	83
	9 月以上 1 2 月未滿	84	84
	1 2 月以上	85	85
23	3 月未滿	85	85
	3 月以上 6 月未滿	86	86
	6 月以上 9 月未滿	87	87
	9 月以上 1 2 月未滿	88	88
	1 2 月以上	89	89
24	3 月未滿	89	89
	3 月以上 6 月未滿	90	90
	6 月以上 9 月未滿	91	91

	9 月以上 1 2 月未満	92	92
	1 2 月以上	93	93
25	3 月未満	93	93
	3 月以上 6 月未満	94	94
	6 月以上 9 月未満	95	95
	9 月以上 1 2 月未満	96	96
	1 2 月以上	97	97
26	3 月未満	97	97
	3 月以上 6 月未満	98	98
	6 月以上 9 月未満	99	99
	9 月以上 1 2 月未満	100	100
	1 2 月以上	101	101
27	3 月未満	101	101
	3 月以上 6 月未満	102	102
	6 月以上 9 月未満	103	103
	9 月以上 1 2 月未満	104	104
	1 2 月以上	105	105
28	3 月未満	105	105
	3 月以上 6 月未満	106	106
	6 月以上 9 月未満	107	107
	9 月以上 1 2 月未満	108	108
	1 2 月以上	109	109
29	3 月未満	109	109
	3 月以上 6 月未満	110	110
	6 月以上 9 月未満	111	111
	9 月以上 1 2 月未満	112	112
	1 2 月以上	113	113
30	3 月未満	113	113
	3 月以上 6 月未満	114	114
	6 月以上 9 月未満	115	115
	9 月以上 1 2 月未満	116	116
	1 2 月以上	117	117

31	3月未満	117	117
	3月以上6月未満	118	118
	6月以上9月未満	119	119
	9月以上12月未満	120	120
	12月以上	121	121
32	3月未満	121	121
	3月以上6月未満	121	122
	6月以上9月未満	121	123
	9月以上12月未満	121	124
	12月以上	121	125
33	3月未満		125
	3月以上6月未満		125
	6月以上9月未満		125
	9月以上12月未満		125
	12月以上		125

附 則（平成30年3月9日訓第6号）

この訓は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月27日訓第5号）

この訓は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓第21号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月9日訓第3号）

この訓は、令和3年3月31日から施行する。

附 則（令和5年2月16日訓第6号）

この訓は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日訓第11号）

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月19日訓第3号）

この訓は、令和7年3月31日から施行する。

別表 嘱託職給料表（第5条関係）

号給	給料月額
	円
1	183,500
2	184,600
3	185,800
4	186,900
5	188,000
6	189,700
7	191,300
8	192,900
9	194,500
10	196,200
11	197,800
12	199,400
13	201,000
14	202,700
15	204,400
16	206,100
17	207,400
18	209,000
19	210,600
20	212,100
21	213,600
22	215,200
23	216,800
24	218,400
25	220,000
26	221,700
27	223,000
28	224,300
29	225,600

30	226,700
31	227,800
32	228,900
33	230,000
34	231,100
35	232,200
36	233,300
37	234,400
38	235,400
39	236,400
40	237,300
41	238,200
42	239,100
43	239,900
44	240,700
45	241,400
46	242,000
47	242,600
48	243,200
49	243,800
50	244,400
51	245,000
52	245,500
53	246,000
54	246,400
55	246,700
56	247,000
57	247,300
58	247,600
59	247,900
60	248,200
61	248,500

62	248,800
63	249,100
64	249,400
65	249,700
66	250,000
67	250,300
68	250,600
69	250,900
70	251,200
71	251,500
72	251,800
73	252,100
74	252,400
75	252,700
76	253,000
77	253,300
78	253,600
79	253,900
80	254,200
81	254,500
82	254,800
83	255,100
84	255,400
85	255,700
86	256,000
87	256,300
88	256,600
89	256,900
90	257,600
91	258,300
92	259,000
93	259,800

94	260,500
95	261,200
96	261,900
97	262,700
98	263,400
99	264,100
100	264,800
101	265,600
102	266,300
103	267,000
104	267,700
105	268,500
106	269,200
107	269,900
108	270,600
109	271,400
110	272,100
111	272,800
112	273,500
113	274,300
114	275,000
115	275,700
116	276,400
117	277,200
118	277,900
119	278,600
120	279,300
121	280,100